

留置施設の実地監査に関する規則をここに公布する。

平成23年7月29日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 攻

奈良県公安委員会規則第7号

留置施設の実地監査に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。次条において「法」という。）第18条の規定に基づき、留置施設に対する実地監査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施項目)

第2条 法第18条の規定による実地監査（以下「実地監査」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 留置施設の管理運営に関すること。
- (2) 被留置者の処遇に関すること。

(実施方法)

第3条 実地監査は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

(実施)

第4条 実地監査は、毎年1回以上、全ての留置施設に対して実施しなければならない。

(実施計画)

第5条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年12月末までに、翌年の実地監査実施計画を定め、公安委員会に報告しなければならない。

(報告)

第6条 本部長は、公安委員会に対し、毎年1回以上、実地監査の実施状況及び実地監査の結果を踏まえて留置施設において執られた措置について報告しなければならない。

(細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。